

訪問介護ステーション とまと 運営規定

(事業の目的)

第1条 有限会社サンスマイルが開設する訪問介護ステーションとまと(以下事業所という)が行う「指定訪問介護」及び「第一号訪問事業」(以下事業という)の、適正な運営の確保をするために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下訪問介護員等という)が、要介護状態又は要支援状態等にある高齢者に対し適正な事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条

I 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができる様、入浴・排泄・食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。

II 事業の実地に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- I 名称 訪問介護ステーション とまと
- II 所在地 大分県大分市大字城原字尾崎 2551-9
(TEL)097-574-7600 (FAX)097-574-7601

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- I 管理者・・・1名
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- II サービス提供責任者 介護福祉士 3名

サービス提供責任者は、次の各号に定める業務の管理を一元的に行う。

- ①指定訪問介護の利用の申込みに係わる調整をすること。
- ②利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- ③サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業所等と連携を図ること。
- ④訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

- ⑤訪問介護員等の業務の実地状況を把握すること。
- ⑥訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- ⑦訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- ⑧その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

Ⅲ 訪問介護員等

訪問介護員 2.5名以上

Ⅳ 事務職員3名

事務職員は、必要な事務を行うこと。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- I 営業日…月曜日から日曜日までとする。
- II 営業時間…午前9時から午後6時までとする。
- III サービス提供時間…午前6時から午後10時までとする。
※ただし、サービス提供は、ケアプランの定める時間帯に応じて調整・対応するものとする。
- IV 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- I 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び大分市長が定める基準によるものとし、事業所が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割または3割の額とする。

[訪問介護]

- ①身体介護
- ②生活援助

[第一号訪問介護]

- ① 介護予防訪問介護相当サービス費(I)…週に1回程度
- ② 介護予防訪問介護相当サービス費(II)…週に2回程度
- ③ 介護予防訪問介護相当サービス費(III)…週に2回を超えた場合

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、大分市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、事業を実地中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等に措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第9条

I 事業の提供に係る利用者からの苦情に

迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

II 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

III 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条

I 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

II 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条

I 事業所は、従業者の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症介護、介護予防訪問介護相当サービスに関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

(1) 採用時研修採用後3か月以内

(2) 虐待防止に関する研修年1回

(3) 権利擁護に関する研修年1回

(4) 認知症介護に関する研修年1回

(5) 介護予防に関する研修年1回

II 従業者は業務上で知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

III 従業者であった者に、業務上で知り得た利用者又は家族の秘密を保持する

ため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

IV 事業所は、事業に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該事業を提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。

V この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、有限会社サンスマイルと事業所の管理者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

- 第12条 この規定は、平成28年5月1日から施行する。
この規定は、平成28年10月16日から施行する。
この規定は、平成28年11月16日から施行する。
この規定は、平成29年2月1日から施行する。
この規定は、平成29年3月1日から施行する。
この規定は、平成29年4月1日から施行する。
この規定は、平成29年5月16日から施行する。
この規定は、平成29年6月24日から施行する。
この規定は、平成29年8月7日から施行する。
この規定は、平成29年11月9日から施行する。
この規定は、平成30年1月1日から施行する。
この規定は、平成30年3月27日から施行する。
この規定は、平成30年4月16日から施行する。
この規定は、平成30年6月16日から施行する。
この規定は、平成30年9月1日から施行する。
この規定は、平成31年3月16日から施行する。
この規定は、平成31年4月16日から施行する。
この規定は、令和1年7月16日から施行する。
この規定は、令和4年1月1日から施行する。